

おうちどこでもWi-Fiご利用規約

KDDI株式会社(以下「当社」といいます。)は、このおうちどこでもWi-Fiご利用規約(以下「本規約」といいます。)に基づき、当社の提供するFTTHサービスのうち当社が別に定めるサービス(以下「対象サービス」といいます。)の契約者(以下「お客様」といいます。)に対し「おうちどこでもWi-Fi」サービス(以下「本サービス」といいます。)を提供します。本サービスのご利用にあたっては、本規約の内容に同意いただく必要があります。

第1条(本サービスの内容)

本サービスの内容は、以下に定めるとおりとします。

1 おうちどこでもWi-Fi

(1) FTTHご利用規約別紙「端末設備貸出サービスに関する契約条項」1-1で規定されるホームゲートウェイ機器種別タイプ4・及び1-2で規定される一体型回線終端装置のHGW内蔵無線LAN親機機能の提供。

(2) 別表「1.提供機器」に定める機器(以下「本機器等」といいます。)の貸出。

(3) 専用サポートデスクにて電話又はリモートサポートを用いた、別表「5. サポートの対象及び内容」に定めるサポート(以下「本サポートサービス」といいます)の提供。

2 おうちどこでもWi-Fi 追加子機

前項のサービスをお申込み又は提供中のお客様に限り、別表1に規定する提供機器を追加貸出。但し、貸出台数は最大5台までとする。

第2条(契約の成立)

当社とお客様との間の本サービスの提供に関する契約(以下「本サービス契約」といいます。)は、当社所定の申込書、オンラインサインアップ又は電話によるお客様の申込みを当社が受理し、当社所定の手続きを経た上でお客様の指定する場所において本機器等がお客様に納入された日に成立するものとします。

第3条(申込み内容の変更)

お客様は、前条の申込み内容に変更があるときは、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。なお、お客様は、本サービス利用開始後においても、申込時に当社に提供した情報に変更がある場合には、当社所定の方法により直ちに当社に通知するものとします。

第4条(本機器等の引渡し)

当社は、本機器等を、当社が別に定める期日までに、当社の費用と責任で当社が指定する者によってお客様の指定する場所に納入するものとします。

2 本機器等は、当社がお客様の指定する場所に納入することをもって、お客様に引渡されたものとします。

3 当社は、お客様に対して、引渡し時において本機器等が正常な性能を備えていることのみを担保し、本機器等の商品性及びお客様の使用目的への適合性については一切担保しません。

第5条(本サービス利用開始日)

本サービスの利用開始日は、本機器等がお客様に納入された日とします。但し、お客様が、本サービスの利用申込とともに対象サービスの利用申込(コース変更による場合を含みます。)をした場合は、当社が定める対象サービスの利用開始日と同一の日とします。

第6条(本機器等の使用、保管等)

お客様は、本規約条項の各条項及び当社の指示に従って本機器等を善良なる管理者の注意をもって使用、保管するものとします。

2 本サービスによりお客様が使用できる本機器等の台数は、当社が本機器等の種類毎に別に定めるもの

とします。

- 3 本機器等の使用に必要な電源及び電気等に係る費用は、お客様の負担とします。
- 4 お客様は、本機器等の譲渡、転貸、改造・改変、及び申込時に届出のあった設置場所以外への移転を行ってはならないものとします。また、対象サービスの利用以外の目的に本機器等を使用してはならないものとします。
- 5 お客様は、本機器等に故障、滅失、毀損等が生じたときは、直ちにその旨を当社に通知し、当社の指示に従うものとします。
- 6 お客様の責に帰すべき事由により本機器等に故障、滅失、毀損等が生じたときは、当社は、お客様に対し、別表「3. 違約金」に定める金額を請求することができるものとします。

第7条(本機器等の設置及び撤去等)

本機器等の設置、設定、移設、撤去については、お客様の費用と責任で行うものとします。

- 2 お客様の通信設備、コンピューター等と本機器等を接続する為に必要となる物品等がある場合は、お客様の費用と責任でこれを準備するものとします。
- 3 お客様が前項の物品等を準備していないこと等により本機器等を利用できない場合であっても、お客様は、本サービスの利用料を当社に支払うものとします。

第8条(利用料等)

本サービスの利用料(以下「利用料」といいます。)は、別表「2. 本サービスの利用料」に定めるとおりとします。

- 2 前項の利用料については、本サービスの利用開始日の属する月の翌月の初日から発生するものとし、本サービス契約の解除等により月の中途で終了した場合であっても、減額されないものとします。但し、本サービスの利用開始日の属する月と、本サービス契約が終了した日の属する月が同一の月の場合は、一ヶ月分の利用料の支払いを要するものとします。
- 3 次の各号の一に該当する場合は、前項但書は適用されないものとします。
(1)当社の責に帰すべき事由により対象サービスの利用に関するお客様と当社との間の契約が終了したため、第11条第2項に基づき本サービス契約が終了したとき。

第9条(支払方法)

当社は、お客様に対し、対象サービスに係る利用料の請求時に、前条の利用料並びにこれに係る消費税及び地方消費税相当額を併せて請求するものとします。お客様は、請求書記載の支払期限・支払方法にてこれを当社に支払うものとします。

第10条(遅延利息)

お客様は、利用料について支払期限を超過してもなお支払いがない場合には、支払期限の翌日から支払いの日の前日までの日数について年14.5%の割合(年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても、365日当たりの割合とします。)で計算して得た額を遅延利息として、当社が指定する期日までに当社に支払うものとします。

第11条(本サービス契約の解除、終了)

お客様は、本サービス契約を解除する場合は、予め当社所定の方法により当社に届け出るものとします。

- 2 対象サービスの利用に関するお客様と当社との間の契約が成立せず、又は解除等により終了した場合(当社が別に定める本機器等については、コース変更によりお客様による対象サービスの利用が終了した場合を含みます。)、本サービス契約は自動的に終了します。
- 3 当社は、お客様(FTTHサービス契約約款に定めるタイプIV及びタイプVに係るもの)を除きます。以下本項において同じとします。)から第1項に定める届け出なく、当社が別に定める場所に本機器等の返還があった場合は、当社が指定する期日(以下「予定解約期日」といいます。)をもってお客様から本サービス契約の解除の届け出があったものとして取り扱います。但し、予定解約期日までにお客様から本サービス契約の継続に関する意思表示があった場合はこの限りではありません。なお、予定解約期日は予めお客様に通知します。

4 当社は、お客様に対し、予め書面にて通知することにより、本サービス契約を解除することができます。

第12条(本サービスの停止及び廃止)

当社は、以下のいずれかに該当する場合には、お客様に事前に通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供を停止又は中断することができるものとします。

- (1)本サービスに係るコンピューターシステムの点検又は保守作業を行う場合。
- (2)コンピューター、通信回線等の障害、誤操作、過度なアクセスの集中、不正アクセス、ハッキング等により本サービスの運営ができなくなった場合。
- (3)地震、落雷、火災、風水害、停電、天災地変、感染症等の不可抗力により本サービスの運営ができなくなった場合。
- (4)その他、当社が停止又は中断を合理的に必要と判断した場合。

2 当社は、事前に通知のうえ、本サービスの提供を終了することができます。

第13条(契約違反等による解除)

お客様に次の事由が生じた場合は、当社は、何らの催告なしに、本サービス契約を解除することができ、また、その場合、当社は、本サービス契約の解除の有無に拘らず、お客様に対して当社が被った損害の賠償を請求することができるものとします。

- (1)本規約の各条項のいずれかに違反し、相当の期間を定めた催告を受けたにもかかわらず違反状態を是正しないとき。
- (2)差押え、仮差押え又は仮処分の申し立てを受けたとき。
- (3)公租公課の滞納処分を受けたとき、又は破産手続開始、民事再生手続開始その他これに準ずる申し立てを受け、若しくは自らこれらの申し立てをしたとき。
- (4)合併によらず解散の決議をしたとき。
- (5)自ら振出し、若しくは引受けた手形、又は自ら振出した小切手について不渡処分を受けたとき、又は支払停止に陥ったとき。
- (6)第2号から前号のほか資産、信用、支払能力等に重大な変更があり、債務の履行の見込みがないと当社が合理的に認めたとき。

第14条(本機器等の返還等)

本サービス契約の解除その他の事由により本サービス契約が終了した場合、お客様は、お客様の責任と費用負担により本機器等を原状に復したうえで、当社が別途指定する返還方法に従い当社が別途指定する期限までに当社が別途指定する場所に送付することにより返還するものとします。

- 2 お客様は、前項で定める返還方法以外の方法で本機器等を返還する場合についても、お客様の責任と費用負担で行うものとします。
- 3 本サービス契約の終了後、第1項の返還期限後もなお本機器等が返還されない場合、当社は、お客様に対し別表「3. 違約金」に定める額の違約金を請求することができます。
- 4 お客様が本機器等を返還する際にお客様の私物(LANカード、電源アダプタ、ノートPC、各種マニュアルを含みますが、これらに限りません。以下「お客様私物」といいます。)が同梱された場合であって、当社にお客様私物が届いてから90日以内にお客様からお客様私物の返却を求める旨の通知等がないときは、当社は、お客様私物を廃棄するものとします。

第15条(著作権等)

本サービスにおいて当社がお客様に提供する一切のサービス又は物品(本規約、本機器等、各種ソフトウェア、ホームページ等を含みます。)に関する著作権及び特許権、商標権、並びにノウハウ等の一切の知的所有権は、当社又は当該知的所有権を有する第三者に帰属するものとします。

- 2 お客様は、前項の提供物を以下のとおり取り扱っていただきます。
 - (1)本サービスの利用目的以外に使用しないこと。
 - (2)複製・改変・編集等を行わず、また、リバースエンジニアリング、逆コンパイル又は逆アセンブルを行わないこと。
 - (3)営利目的の有無を問わず、第三者に貸与・譲渡・担保設定等しないこと。

第16条(責任の範囲)

当社の責に帰すべき事由により本機器等に故障が生じた場合、当社は、当社の費用負担により、その修復に努めるものとします。

- 2 前項に定める以外の事由により本機器等に生じた故障、滅失、毀損等の修理に要する費用は、お客様の負担とします。
- 3 当社は、当社の責に帰すべき事由による本機器等の故障、滅失、毀損等からお客様に生じた損害については、当該本機器に係る本サービスの利用料1ヶ月分に相当する額を限度としてその損害を賠償します。
- 4 当社は、本機器等の保守点検、修理等に当たって、当社の責に帰すべき事由により本機器等が接続されるお客様の通信設備、コンピューター、その他お客様の設備、物品等に損害を与えた場合、当該本機器に係る本サービスの利用料1ヶ月分に相当する額を限度としてその損害を賠償します。
- 5 当社は、当社の責に帰すべき事由によりお客様による本機器等の使用又は管理若しくは本サービスの利用に起因して発生した損害について、本サービスの利用料1ヶ月分に相当する額を限度としてその損害を賠償します。
- 6 前三項の場合において、当社の故意又は重大な過失によりお客様が損害を被った場合は、前三項に定める上限を適用しないものとします。
- 7 当社は、本サポートサービスにおいてお客様からの問合せを遅滞無く受け付けることを保証するものではありません。
- 8 当社は、本サポートサービスにおいて、お客様の問題・課題等を特定できること又は問題・課題等を解決できることを保証するものではありません。
- 9 本サポートサービスは、機器の販売事業者若しくは製造業者、ソフトウェアの販売事業者又はサービス提供事業者(以下併せて「メーカー等」といいます。)が提供する正規サポートを代行するサービスではありません。問合せの内容によっては、問合せの対象となる機器、ソフトウェア、サービスを提供するメーカー等のホームページの紹介や、お客様自身による当該メーカー等への問合せ依頼に留まる場合があります。
- 10 当社は、当社オペレータの説明に基づいてお客様が実施した作業、リモートサポートの内容について保証するものではありません。
- 11 当社は、当社オペレータの説明に基づいてお客様が実施した作業、リモートサポート実施に伴い生じるお客様の被害について、当社の責めに帰すべき事由による場合に限り、本料金の1か月分相当額を上限として、当該お客様に賠償するものとします。但し、当社の故意又は重過失による損害については、当該上限を適用しないものとします。
- 12 お客様が本サービスの利用により第三者(他のお客様を含みます。)に対し損害を与えた場合、お客様は自ら当該損害の賠償の責任を負うものとし、当社に一切迷惑をかけないものとします。
- 13 当社は、第13条(契約違反等による解除)の規定により本サービスの提供の終了に伴いお客様に生じる被害について、責任を負いません。
- 14 自然災害、テロ行為、第三者による妨害、感染症等の当社の責めに帰すべからざる不可抗力に起因して発生した被害については、当社は一切責任を負いません。

第17条(設置場所への立ち入り等)

当社は、本機器等の機能の維持、拡張、復旧等のため必要があると認めたときは、予めお客様の承諾を得て、隨時本機器等の設置場所へ立ち入ることができるものとします。なお、法令で立ち入りが認められる場合には、この限りでなく法令で定められた手続きに従い隨時本機器等の設置場所へ立ち入ることができるものとします。

第18条(本サポートサービス利用に係るお客様の義務等)

お客様は、本サポートサービスを利用するにあたり、次の各号に定める条件を満たしていただきます。但し、お客様が次の条件を満たしている場合であっても、お客様のご利用状況によっては本サポートサービスを提供できない場合があります。

- (1) お客様自身による本サポートサービスの利用であること。
- (2) お客様において、本サポートサービスを利用するにあたり用いる機器、ソフトウェア等、又は、当該ソフトウェアに係る正規のライセンス、プロダクトID等、若しくはサービスの利用ID、パスワードその他の設

定に必要な情報等が用意されていること。

(3)お客様が、本サポートサービスの実施に必要な当社又は他の事業者が提供するドライバソフトウェア又はアプリケーションソフトウェア等のソフトウェアを、その使用に係るライセンス契約に同意し、お客様のパソコン等にインストールすること。

2 お客様が、リモートサポートを利用する場合には、前項に定める条件に加え、以下の条件を満たしていただきます。

(1)リモートサポートの提供を受けるお客様のパソコン等が使用可能な状態となっていること。

(2)リモートサポートの提供を受けるお客様のパソコンに予め本ソフトがインストールされていること。

(3)お客様は当社が発行する電子証明書の受領を承諾し、当社オペレータの遠隔操作を承諾すること。

(4)お客様のルータ、セキュリティソフト等が当社オペレータと本ソフトがインストールされたリモートサポートの提供を受けるお客様のパソコンの間の通信を遮断しないこと。

(5)お客様が必要に応じて当社オペレータの指示に基づき操作を実施すること。

第19条(遵守事項等)

お客様は本サービスを利用するにあたり次の事項を遵守するものとします。

(1)当社又は第三者の財産権(知的財産権を含みます。)、プライバシー、名誉、その他の権利又は利益を侵害しないこと。

(2)本サービスを違法な目的で利用しないこと。

(3)本サービスによりアクセス可能な当社又は第三者の情報を改ざん、消去する行為をしないこと。

(4)第三者になりますして本サービスを利用する行為をしないこと。

(5)ウィルスその他の有害なコンピュータープログラム等を送信しないこと。

(6)当社の設備に無権限でアクセスし、本サービスのネットワーク、システム等に過度な負担をかけ、又はその利用若しくは運営に支障を与える行為をしないこと。

(7)本人の同意を得ることなく、又は詐欺的な手段により第三者の個人情報を収集する行為をしないこと。

(8)本サービス及びその他当社の事業の運営に支障をきたすおそれのある行為をしないこと。

(9)法令、本規約若しくは公序良俗に反する行為、当社若しくは第三者の信用を毀損する行為、又は当社若しくは第三者に不利益を与える行為をしないこと。

(10)有償、無償を問わず、本サービスを用いて、営利を目的として本サービスを利用しないこと。

(11)過度に頻繁に問合せを行う、リモートサポートの提供時間を故意に延伸する、性的・威圧的な発言をする、同一の内容に関する問合せを繰り返す、別表「5. サポートの対象及び内容」に定めるサポート対象及びサポート内容とは無関係の事項について問合せを行う等、当社の業務遂行に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。

(12)当社が提供するソフトウェアその他のシステムに対するリバースエンジニアリングその他の解析行為をしないこと。

(13)当社が本サービスを提供するにあたり合理的に不適切と認める行為をしないこと。

(14)その他前各号に該当するおそれのある行為又はこれに類する行為をしないこと。

2 お客様が前項各号のいずれかに違反した場合、当社は本サービスの全部又は一部の提供を停止することができるものとします。なお、本項に基づき本サービスの全部又は一部が停止されている期間であっても、利用料は全額発生するものとします。

3 お客様は、第1項の規定に違反して当社の設備等を毀損する等、当社に対して損害を与えたときには、当社が指定する期日までにその修繕その他の工事等に必要な費用を支払っていただきます。

第20条(権利義務の譲渡等)

お客様は、予め当社の書面による承諾を得ない限り、本サービス契約上の権利又は義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は自己若しくは第三者のために担保に供してはならないものとします。

第21条(準拠法及び合意管轄)

本規約及び本サービス契約は日本法に従って解釈、適用されるものとします。

2 本規約及び本サービス契約に関する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第22条(協議)

お客様及び当社は、本規約に定めのない事項又は本規約の各条項に疑義が生じた場合、誠意をもって協議の上解決するものとします。

第23条(お客様に係る情報の利用)

当社は、お客様に係る氏名若しくは名称、電話番号、住所若しくは居所又は請求書の送付先等の情報を、当社又は協定事業者等の電気通信サービス又は本サービスに係る契約の申込み、契約の締結、工事、料金若しくは利用料の適用又は料金若しくは利用料の請求その他の当社の約款(料金表を含みます。)又は協定事業者等への約款(料金表を含みます。)の規定に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、本サービス提供にあたり取得した個人情報の利用目的は、当社が別途定めるプライバシーポリシーのとおりとします。

(注)本条に規定する業務の遂行上必要な範囲での利用には、お客様に係る情報を当社の業務を委託しているものに提供する場合を含みます。

第24条(本規約の内容の変更)

当社は、民法の定めに従い、お客様の承諾を得ることなく、本規約の内容を変更することがあります。この場合当社は、変更後の本規約及び当該変更の効力発生時期を、本サービスに係るWebサイトに掲載して周知するものとします。また、改定された本規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとし、以後本サービスの内容及び料金その他提供条件は、変更後の内容によります。

別表

1. 提供機器

子機の種類	概要
WX5400HP	ホームゲートウェイ機器 種別タイプ4・5に内蔵する無線 LAN 親機機能に接続し IEEE802.11ax にかかる無線 LAN 通信を行うことができるメッシュ中継子機

2. 本サービスの利用料

	月額利用料
おうちどこでも Wi-Fi	800 円(税込 880 円)
おうちどこでも Wi-Fi 追加子機/1 台	400 円(税込 440 円)

3. 違約金

1端末ごとに

提供機器の種類	利用期間	違約金金額
WX5400HP	13ヶ月未満	10,000 円 (税込 11,000 円)
	13ヶ月～25ヶ月未満	5,000 円 (税込 5,500 円)
	25ヶ月～37ヶ月未満	2,500 円 (税込 2,750 円)
	37ヶ月以上	1,250 円 (税込 1,375 円)

4. 特典

当社は、お客様が当社の「屋内配線工事及びかけつけ設定サポート利用規約」の別紙に定める無線 LAN機器等の取付、設定等(かけつけ設定サポート)の提供を受ける場合、基本設定費又はから2,000円(税込2,200円)を減額します。

5. サポートの対象及び内容

本サポートサービスの主なサポート対象及びサポート内容は以下のとおりです。なお、本別表により規定する主なサポート対象以外のサポート対象及び詳細については、当社が別に定めるところによります。また、以下に定めるサポート対象及びサポート内容に該当する場合であっても、対応できない場合があります。

1 機器

(1) 主なサポート対象

①当社提供機器

モデム、ルータ、セットトップボックス、au HOME等

②その他機器

パソコン本体、パソコン標準付属機器、各種パソコン周辺機器、LAN関連機器(LANカード、ルータ、ハブ、スイッチ、無線LANアクセスポイント等)、ロケーションフリー、IPセットトップボックス、等
インターネットに接続可能な機器(スマートフォン、タブレット、ゲーム機、IOT機器、MP3プレイヤー、デジ

タルカメラ等)

(2) サポート内容

auひかりに係る電気通信回線とお客様のパソコン・テレビその他宅内機器等との接続、初期設定、その他基本的な操作方法、等

2 ソフトウェア

(1) 主なサポート対象

- ・OS(Windows・MAC)
- ・ブラウザ・メール
- ・メディアプレーヤ
- ・セキュリティ対策ソフト
- ・ハガキ作成ソフト
- ・その他

(2) サポート内容

インストール方法、初期設定、その他個人での利用を想定した基本的な操作方法の案内

3 サービス

(1) 主なサポート対象

- ①当社提供サービス
通信サービス、メールサービス、等
- ②その他インターネット上の各種サービス
Webメールサービス、映像配信・交換サービス、音楽ダウンロードサービス、等

(2) サポート内容

各サービスの概要、申込・契約方法、利用方法概要・活用方法概要の案内

6. リモートサポートソフト(以下「本ソフト」といいます。)が取得する情報

お客様は、本ソフトをお客様のパソコンにインストールするにあたり、リモートサポートの利用時、当社オペレータがお客様の当該パソコンにリモートアクセスした時点で、お客様の当該パソコン、通信機器等から、次の各号に掲げる情報を当社が取得することに、同意していただきます。

当該情報について、当社は、本規約第22条(お客様に係る情報の利用)に従って取り扱います。

1 当該パソコンにインストールされているオペレーションシステムの種類、バージョン

2 当該パソコンのマシン名

3 当該パソコンのMACアドレス

4 当該パソコンのハードディスクドライブのボリュームシリアル番号

5 当該パソコンのハードディスクドライブの空き容量

6 当該パソコンにインストールされたブラウザの種類、バージョン

7 当該パソコンにインストールされたメールソフトの種類、バージョン

8 当該パソコンに搭載されたCPUの種類、動作周波

9 当該パソコンに搭載されたメモリ容量

10ルータの有無

11Windowsファイアーウォールの有効・無効

附則

(適用期日)

本規約条項は、2022年10月3日より適用します。

附則

(適用期日)

本改正規約は、2024年12月20日より適用します。

ただし、この改正規約中、遅延利息に関する改正規定については、2025年2月14日以降に本サービスの利用料金その他の債務の支払いについて支払いがあったものから実施します。